

教 育 委 員 会 定 例 会

日 時：平成27年6月18日（木）午前9時28分～午後0時13分

場 所：教育センター2階 204会議室

出席者：教育長 高橋 正 教育委員 早藤義則、石井紘一、小松泰子、貴田太史

事務局及び説明者：柏木部長、青木課長、大滝課長、石倉館長、池谷館長、鈴木副課長、
力石主幹、長田指導主事、田代指導主事、中村係長、池田主査、
川口課付

議事録署名委員：石井委員、小松委員

傍聴人 1名

（傍聴人 1名入室）

高橋教育長 それでは、おはようございます。教育委員会定例会を始めさせていただきます。梅雨に入りまして、西の方ではだいぶ雨も降って、災害も起きているようでございます。今後、こちらも十分備えをして、施設等を持っておりますので、子どもの安全等を確保していかなければいけないと思っております。早速ですが、ご報告をさせていただきます。5月の補正予算で県の委託事業として、命を大切にする心を育む教育研究推進事業を計上させていただいて、吉浜小学校を指定校として、実施しているわけでございます。その第1回目が、昨日開催されました。6年生の道徳の授業参観、それから、それに対する研究、意見交換等を実施したわけでございますが、私もそれを参観させていただきました。その中ではやはり、先生の創意工夫等も見られました。また、そのあとの意見交換でも、色々と先生方からも意見等が出たということでございます。それよりも何よりも、6年生はなかなか落ち着かない部分があったんですが、昨日の授業を見させていただきますと、ほとんどの子どもが素直に授業を受け、そして、意見を述べていたという状況が見られました。非常にそれが何よりかなと思っております。今後あと3回実施される予定でございますので、命という非常に難しい問題ではございますが、国語、それから算数を題材にして、今後取り組んでいくという

形でございます。また折を見て、ご報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。それでは、本日の案件等でございますので、よろしくご審議のほど、お願ひいたします。最初に議事録署名人の指名をさせていただきます。本日の議事録署名人は、石井委員、小松委員にお願ひしたいと思います。

議事録の承認

(1) 平成27年4月教育委員会定例会議事録の承認について

高橋教育長 それでは、議事録の承認に移らせていただきます。平成27年4月教育委員会定例会議事録の承認について、事務局の説明をお願ひいたします。

川口課付 訂正部分が1カ所ございました。11ページをお願ひいたします。

※訂正箇所の説明等

高橋教育長 事務局から説明がございました。議事録につきまして、ご意見、ご質問等がございますでしょうか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 ないようでしたら、承認ということでよろしいでしょうか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 それでは、4月の教育委員会定例会議事録は承認されました。

案件

高橋教育長 それでは、次の案件に移らせていただきますが、その前に皆さんにお諮りしたいと思います。秘密会についてでございます。次第の案件(1)報告事項の⑤美術館資料の寄贈・寄託申し込みについて、これにつきましては、寄贈者の個人情報、それから今後受けるに当たりまして、審議会等に諮るといことがございますので、これについては秘密会とさせていただきたいと思っております。それから、1枚おめくりいただきまして、(3)議決事項の①平成27年度要保護・準要保護児童・生徒の認定について、これも例年の如く個人情報に関わっておりますので、秘密会とさせていただきたいと思っております。それから、(4)その他でございますが、③学校基本調査以降について、これも個人情報等、それから、まだ確定していない部分がございますので、この件につきましても、秘密会とさせていただきたいと思っておりますが、皆さんいかがでございましょうか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 それでは、そのようにさせていただきます。

(1) 報告事項

① 平成27年度学びづくり推進事業について

高橋教育長 それでは、案件に移らせていただきます。(1) 報告事項①平成27年度学びづくり推進事業について、事務局から説明を求めます。

長田指導主事 資料10・資料11で説明させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(資料に基づき、平成27年度学びづくり推進事業について説明)

- ・ 目指す児童・生徒像「生涯を通じて学ぶ意欲を持ち続け、豊かな心を持つ児童・生徒」の育成について
- ・ 平成27年度湯河原町学びづくり研究テーマ(継続)「学び合い、認め合い、高め合う教育の実現 ～ゆがわらっこの学ぶ力の向上を目指して～」について
(講師、先進校視察、幼・小・中相互交流(教員)、授業改善、全国学状分析の実践、学び確認ウィークの実施 等)

高橋教育長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見等はございますでしょうか。

石井委員 昨年度、先進校視察をやったんですか。

長田指導主事 はい。

石井委員 「各学校均等割りではなく」と書いてありますが、どこかがどちらかに行っただけですか。

長田指導主事 今、手元に資料はございませんが、基本的には、横浜国立大学附属小・中学校に、各学校の先生でご希望のある方に行っていただくということを行っております。

石井委員 具体的に何人行ったんですか。

長田指導主事 手元に正確な資料はございませんが、小・中学校合わせて、10人以上だったと思います。

石井委員 ここに費用弁償と参加負担金がありますが、これはいわゆる旅費ですね。横浜へ行くとなると、せいぜい1人か2人ですね。去年もこの位だったんですか。

長田指導主事 多少は減額されておりますけれども、同様の金額でございます。

高橋教育長 他にはございますか。

早藤委員 たまたま昨日、今日の新聞等で、小中一貫のことが決まって、そうすると、この幼・小・中相互交流、こことたぶん同じような内容かなというふうに思うんですけども、これは国の方で制度的に決めてやっていくということがあると、これには現実的に、湯河原町として独自のものでなく、要は国として、法律がそれのできるという形になると、もっとこれが大きくなるということになっていくのか。もちろん、すぐに試行されるものではないので、この形のままで、これから先の拡大を目途にしてやっていくのか、その辺は今後、校長会なり何なりで議論していくものになるんでしょうか。

長田指導主事 新聞報道等でされている小中一貫校につきましては、今後、法整備等がされていくということですが、報道の内容を見ると、中学校の教員が小学校で授業をするとか、その逆とか、部活動に対して小学生が参加するとか、そういうことを指しているように受け取っております。ここでお示しさせていただいている、幼・小・中相互交流というのは、そこまでは行きません。基本的には、校内研究会が年に何回か行われますが、例えば、小学校の研究会に幼稚園や中学校の先生が行って授業を参観して、そして研究・協議にも参加して、意見交流をする、情報共有をすることを目指したものでございます。したがって、いま早藤委員がおっしゃったように、長期的な目標は恐らく国と同じ方向にあると思うのですが、そのスタート段階というか、スタートラインにつくまでの準備運動というか、そのような状況であると私は捉えております。

早藤委員 わかりました。

高橋教育長 最近どこの市町村もやっているんですけども、ここで学校教育法の改正に伴う義務教育学校の設置については、来年度からできるようになります。小中一貫校で、校長1人置いてというような形になろうかと思えます。神奈川県も現在検討が済んで、今年度から3市町がモデル指定されておまして、実際に2年間の期間で、検証をしていくというような話になっております。近くでは箱根町が指定されております。箱根町もスタートしておまして、そういった状況を検証されるということなので、そういうところを見ていく必要があるかと思えますし、また、教育委員会の基本方針の中でも、小中一貫について研究するというのが教育委員会のテーマになっておりますから、その辺はあわせて、教育委員会としてもやっていく必要があるだろうと思っておりますし、これはやはり小中連携の部分なんですね。要するに、制度上のものではないんですよ。

早藤委員 要は、小中一貫の大きなところは、さっきのお話のように、要するに教員の資格の問題と実際に授業を教える、そこのものが国の法律の中で、それができるような形をつくっていくと。ですから、いままでも市町村、あるいは県の単位を超えた、法律の中でそれができるような形にするというものですから、これは交流というだけでなく、そういうものを含めたもので考えていく。つまり、小中一貫というものではなくて、要は中学校の教員が、ただ授業のための研究をするのではなくて、子どもたちに授業を指導していく、あるいは小学校も同じように。そういうところまでを、今後考えていくものなのかなというようなことなんです。交流というより、もっと先を見据えたものかなというふうに思ったんですけども。

高橋教育長 免許の問題になってくると、やはり個人の問題もありますし、県職員でするので、教員の問題、そういう問題になってくるかなと思うんですけど。そういう問題を解決していかないと、小中一貫には移れないですよ。

早藤委員 湯河原が小中一貫がどうのではなくて、そういう法律ができていくということが、もう確実に報道された中で、こういう小中の交流というものが、さらにそういうものも含めた形で、要するに、ここにあるような、ただ単に教員の校内研究のための交流ではなくて、その授業をすることの交流までも行くような、そういうところまで踏み込んでいけるのかなということなんです。

高橋教育長 いまの制度上では、それはできないですよ。中学校の教師が小学校に行くとか。

長田指導主事 単発的にやることは、可能であります。小学校の免許を持たない中学校教員が、小学校で授業を行うために児童たちの前に立つのであれば、小学校の先生がT1として授業をし、中学校の先生がT2として関わる等の方法があります。その関わり方というのは、いろいろなバリエーションがあると思いますが、このような方法で実際に行っていることもあります。

高橋教育長 早藤委員がおっしゃるのは、そういう具体的話ですよ。ただ研修をやるのではなくて、いま言ったように、たとえば入っていくとかいう話ですよ。

早藤委員 特に中1ギャップの解消のために、そういうことを試行的にやっているところがあるということで、その成果が上がっているというような話もいくつか聞いているので、それを湯河原町の中で、今後考えていくのかどうかということなんです。

長田指導主事 本当に単発的なイベントになってしまうのですが、10年以上前から、中学3年生の卒業式が終わった後に、3年生の先生方が小学校に出向いて、出前授業の

ような形で小学校6年生を対象に授業をするということをやっていました。今は逆に、小学生を中学校に呼ぶという動きが出てきて、以前と同じ卒業期くらいに、6年生に中学校に来てもらって、中学校の教室で、中学校の雰囲気、中学校の教員が授業をするということを、ここ数年やっています。それが中1ギャップの解消になるかという、効果は検証できておりませんがそういう取組が大事だということを学校が感じて、取組んでくださっていると思います。

高橋教育長 他にございますか。

小松委員 「学び確認ウィークの実施」のところで、小5、小2、小4が受けるテストというのは、6年生が受けたものを、各学年ごとにテストするんですか。

長田指導主事 今度小学校5年生に実施するものは、この4月に小学校6年生が受けた全国学力・学習状況調査です。小学校2年生と4年生は、今年度、小学校3年生と5年生が受けた、県の学習状況調査をやります。

小松委員 わかりました。その1カ月後ぐらいに受けるものを、テストの形式でということですか。

長田指導主事 分析の中で、形式に慣れていないことで本人たちが持っている力を発揮できないのではないかと分析がありましたので、ではそのハードルを低くする試みとして、このような取り組みを行うことになっています。

小松委員 わかりました。

高橋教育長 他にございますか。

委員 質問、意見等なし

② 平成26年度人権教育に係る年間計画の取組状況について

高橋教育長 次に②平成26年度人権教育に係る年間計画の取組状況について、報告を求めます。

長田指導主事 資料11をご覧ください。

(資料に基づき、平成26年度人権教育に係る年間計画の取組状況について説明)

- ・学校及び教育委員会が執るべき措置への提言に対する具体的な取り組みについて
- ・今後に向けての取り組みについて
- ・年間計画策定における現状予測及びねらい・目的
- ・学校別の主な取組及び振り返り・評価

高橋教育長 説明が終わりました。何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

委員 質問、意見等なし

③ 平成27年度図書館夏季事業について

高橋教育長 ないようでしたら、次の報告に移らせていただきます。次に③平成27年度図書館夏季事業について、説明を求めます。

石倉館長 資料1をお願いいたします。

(資料に基づき、平成27年度図書館夏季行事について説明)

- ・夏休みおはなし会
- ・としょかんたんけん隊
- ・ねむれないほどこわ〜いおはなし会
- ・工作会「缶バッジを作ろう」
- ・「幻燈会〜どんぐりと山ねこ」 等

高橋教育長 新規事業は4と5ですか。

石倉館長 4につきましては、原画展を昨年度開催したときに、館野氏に1回やっていただいております。

高橋教育長 夏休みはこれで新しいんですね。

石倉館長 はい。

高橋教育長 説明が終わりました。委員の皆さん、何かご意見等はございますでしょうか。

早藤委員 いまここに5つの夏季事業がある中で、1番目の夏休みおはなし会は、募集人数が書いてないんですけど、これはどういうことになりますか。

石倉館長 当日参加してくださる方は、全員おはなし会に参加できます。

早藤委員 おおよそのくらいを、いままでの経緯からして見積もっていますか。

石倉館長 昨年は9回行いまして、166人でしたので、だいたい18人の方がいらっしやっています。これは保護者の方も合わせた人数です。

早藤委員 では、定員はなくて、何人でもOKなんですか。

石倉館長 何人でも入れます。

高橋教育長 他にございますか。

小松委員 少し夏休みのことから離れてしまうんですけども、今年、湯河原中学校の図書ボランティアの代表をさせていただいておまして、火曜日に、図書ボランティアと、図書館の浮田さんに来ていただいて、打ち合わせをしたときに出た話なんですけれども、12月に子ども読書まつりを行うときに、中学生が小さい子に本を読み聞か

せるボランティアが、毎年2、3名出ているということです。図書館の方から先生に、子どもを出させてくださいという依頼があり、図書室担当の先生が、主に図書委員を中心に声をかけて、ボランティアに参加しているようですが、図書ボランティアの方から、もしかしたら、図書委員以外にも、小さい子に本の読み聞かせをやってみたいという子がいるかも知れないので、広く募集をかけることはできないでしょうかという意見が出ました。もし、図書館に頻繁に訪れているような子がいましたら、意識が高い子かなと思いますので、図書館に募集のポスターを掲示するとか、そのような方法をとっていただけるとありがたいなと思います。

石倉館長 そのような形で、他の方も参加できるようなことを考えます。ポスター等も貼らせていただきたいと思います。

小松委員 よろしくをお願いします。

高橋教育長 他にございますか。

委員 質問、意見等なし

④ 平成27年度町立湯河原美術館夏季事業について

高橋教育長 ないようでしたら、次の報告に移らせていただきます。④平成27年度町立湯河原美術館夏季事業について、説明を求めます。

池谷館長 町立湯河原美術館の夏季事業についてご説明いたします。

(資料に基づき、平成27年度町立湯河原美術館夏季事業について説明)

- ・夏休み期間中の小・中学生観覧料無料事業
- ・休館日特別開館
- ・講座 こどものための観覧教室～美術館たんけん
- ・講座 こどもワークショップ「写真で楽しむ美術館の夏～思い出の記憶」
- ・わくわくクイズラリー
- ・夏の思い出づくりコーナー

高橋教育長 説明が終わりました。皆さん、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

委員 質問、意見等なし

⑥ 社会教育課(7～9月)事業計画について

高橋教育長 ないようでしたら、⑤は秘密会といたしますので、⑥社会教育課(7～9月)事業計画について、説明を求めます。

大滝課長 資料4をお願いいたします。

(資料に基づき、社会教育課(7～9月)事業計画について説明)

- ・社会教育関係(海のプランクトン観察会、親子陶芸教室、自然科学教室「川の生物」ほか)
- ・青少年育成関係(ポースティープンス市派遣関連事業、少年少女砂の芸術大会、三原市親善都市交流事業 ほか)
- ・生涯スポーツ関係(ファミリーバドミントン教室、町民バレーボール大会 ほか)

高橋教育長 説明が終わりました。委員の皆様、ご意見等はございますでしょうか。

委員 質問、意見等なし

⑦ 第26回少年少女砂の芸術大会について

高橋教育長 ないようでしたら、次の⑦第26回少年少女砂の芸術大会について、報告を求めます。

大滝課長 資料5になります。

(資料に基づき、第26回少年少女砂の芸術大会について説明)

- ・第26回少年少女砂の芸術大会開催要項(目的、主催、協力、日時、会場、申込方法、チーム編成、製作方法、標識、審査基準、審査員、表彰、注意事項 等)

高橋教育長 説明が終わりました。委員の皆さん、ご質問等はございますでしょうか。

委員 質問、意見等なし

⑧ 三原市・湯河原町親善都市子ども交流推進事業について

高橋教育長 次の報告に移らせていただきます。⑧三原市・湯河原町親善都市子ども交流推進事業について、説明を求めます。

大滝課長 資料6になります。

(資料に基づき、三原市・湯河原町親善都市子ども交流推進事業について説明)

- ・参加申込児童数一覧
- ・事業計画 等

高橋教育長 説明が終わりました。委員の皆さん、いかがでございましょうか。今回に限って、何とか行かせてあげようということで考えております。いかがでしょうか。

早藤委員 前回からいろいろと話題になっていた、行った子は、次の年に受け入れるということで、たぶんそういう含みは色々して、今後もしていくだろうと思いますが、ち

なみに6年生で今回申し込んだ方々の中で、5年生のときに受け入れをしていなくて、6年生で申し込んだという方は何名ですか。

大滝課長 今、その数字がなくてわからないんですけども、基本的には5年生という中で、数字については確認させていただきたいと思いますので、少しお時間をよろしでしょうか。

早藤委員 この6年生は、来年は中学生になってしまいますよね。そうすると、来年湯河原に三原市から来たときに、その対応を小学生だけだとすると、その6年生は行っただけになってしまうので、じゃあこの6年生に対して、どういう義務というか、例えば来た時には、何らかの形で歓迎する行事に参加するとかというのを課するという事は考えていますか。

大滝課長 いまの段階では、そういうことは考えていないんですけども、また来年度以降、このような事業を進めていく中で、そういうこともできるのかどうかということは、検討したいと思います。

早藤委員 今の段階で考えていないということになると、今年はたまたま応募の人数が少なかったから、これでいいですよということになると、今後、じゃああの時に、行くだけで行った子がということになっちゃうと思うんですね。だからこそ、今年度中にその6年生に関しても、行くだけだった子に対しては、何らかの形で、中学1年生になっても協力するという形を、今年度からやらなければ意味がないと思うんです。だから、今年度行く子でそういう条件の子は、きちんとそこをしていくということが、今後につながっていくことだろうと思います。

大滝課長 そういうことも当然検討しなければいけないんですが、ただ、義務という形で押し付けることは難しいのかなと思います。例えば、中学生になった段階で、ご協力いただきたいという方向に決まったならば、協力をしていただけないかというようなスタンスと言いますか、そういう形になるのかなと想像するんですが、義務という形で押し付けてしまうのは、どうなのかなとは思っています。

早藤委員 言葉の綾なんだけど、義務というよりは、これはもう合格通知は出しちゃってあるわけですか。もし、出してないとしたら、要するに今後の協力についても、是非する中で、派遣を合格にしますみたいにするのが、当然じゃないかなと思うんですけども。

大滝課長 こちらはテストではありませんので、合格というのはないんですけども、41名に対しては、採用と言いますか、行けますよというような通知は出しております。

早藤委員 ということは、今年はもう不可能だということですね。

柏木部長 協力については、それなりの形をとらせていただくようにしたいと思います。

早藤委員 行く前にやらなければだめなんですよ。行ってしまってからだと、もうきかないですよ。

青木課長 私は前任でやっておりました。基本的には、6年生で三原に行かれた方については、必ずその翌年に三原の子が来ますので、特に強制ではないんですが、お祭りの沿道での応援ですとか、ゴール地点に三原ゾーンをつくっていますので、そこに遊びに来てよというような声かけは、以前からさせていただいております。

早藤委員 それは意味がないと思います。「遊びに来てよ」は。町でやる事業なんだから、これに協力してもらわなければ困るんです。

青木課長 遊びというのは語弊があるんですけど、そういうふうに応援してねというお願いはしております。

早藤委員 ただそれじゃなくて、きちんと文書で出すべきだと思います。親もちゃんと承知するような。だって、税金を使って行くものなんだからね。それをいい加減なことでやってしまったり、口頭で言いましたとか、遊びではないにしても、きちっとした文書で親にも理解させるっていうのは必要だと思います。

石井委員 早藤委員はそうおっしゃいましたけど、家庭の事情で迎えられない人もいると思うんです。だんだん絞っていってしまうと、俺の家は狭いから、来られないよという人もいるだろうから、私はある程度しょうがないんじゃないかと思うんですけどね。

早藤委員 これは家庭に招くというものではないので。

石井委員 ホームステイみたいには。

早藤委員 これは違いますよ。

高橋教育長 今回は、先ほども課長も説明しましたが、第一次募集のときは少なかったんです。本来でしたら、第一次募集でストップの状況なんですけれども、それなりの人数も揃えたいということで、子ども会にも声掛けをしてお願いした経緯があります。通常でしたら、最初の段階で40人いくんですけれども、今回、いっていないんです。どういう理由かも確認しなければいけないんですが、なかなか参加が今年度については少ない。今年は例年とは違った状況になっております。もちろん、交流事業ですので、行った者については、そこで交流を図ってくるわけなので、来年度にもお声掛けをしていくということ、また今後、説明会等も開くわけで、その時には、そういうお願いもしていくという方法をとらざるを得ないのかなと思います。

早藤委員 いまの話は、先ほどの課長のご説明で、十分わかった中での話なんですね。要は、今年は特殊な状況だったとしても、やはり選定されていく子どもたち、町の税金を使っていく子たちには、そういう意識をちゃんと高めることを、事前に言わなければ意味がないということなんです。いま言うように、事前の説明会のおきから、そこをちゃんとっておかないと、来年になって中学生になってしまってから、去年行ったから協力してくださいというのでは、話が違ってくるということ、事前に言っておいてもらいたいということです。

大滝課長 募集要項には、当然その辺の文言は入ってございますし、また、それを理解していただいた上での申し込みという形でございます。

早藤委員 それは6年生にとってもそうなんですか。中学生になってからのことは。

大滝課長 今回、たまたま6年生も取り込んでいるんですけども、要項をお渡しした中で確認していただいて、お申し込みは了承していただいていると理解しております。

早藤委員 要項の中は、6年生になってからと、小学生同士の交流ということになっていないですか。だとしたら、中学生になっちゃったら、もういいんだよというふうに捉えられないですか。

大滝課長 その辺については、後からになってしまうかも知れませんが、是非ご協力をという形をお願いしていきたいと思ひます。

早藤委員 ですから、事業実施の後じゃなくて、説明会のおきにそれをやっいいんじやないかということなんですよ。

大滝課長 説明会は、これから事前学習会という形でやりますので。

早藤委員 だから、私はそのおきにと言っているわけです。行っってしまったからのことではなくて、行く前の時に、6年生の場合は、これから中学生になっちゃうんだけど、それでもやるんだということを、しっかり説明すべきだというふう言っているんですよ。

大滝課長 中学生になってからの協力を仰ぐという形になったならば、事前説明会が3回ございますので、その中で依頼をしていきたいと思ひます。

早藤委員 いまの回答は、「中学生になっても、協力を仰ぐということになったならば」ということは、基本的には、中学生の協力はいらないということですか。

大滝課長 必要があるかどうかというのは、これから。

高橋教育長 教育部長が答えてください。

柏木部長 中学生になってからも、来年については協力をお願いするということで、事前

説明会で言うていくということにしたいと思います。

高橋教育長 ジュニアリーダーはそうでしょう。

青木課長 はい。ジュニアリーダーとシニアリーダー、今回はシニアリーダーに特別に行っていて、交流を深めてもらうということもあるので、そういった子どもたちが積極的に、町のジュニアリーダー、シニアリーダーになっていただければありがたいなということもありますので、そういった機会にぜひ参加していただけるというのは、ありがたいことです。

高橋教育長 よろしいでしょうか。貴田委員にはよろしく願いいたします。

⑨ ポートステイブンス市中学生派遣事業について

高橋教育長 それでは、次の報告に移らせていただきます。⑨ポートステイブンス市中学生派遣事業について、報告を求めます。

大滝課長 資料7でございます。

(資料に基づき、ポートステイブンス市中学生派遣事業について説明)

- ・平成27年度ポートステイブンス市中学生派遣事業派遣者（派遣生徒、随行者、申込状況）
- ・事業計画書 等

高橋教育長 説明が終わりました。委員の皆さん、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

早藤委員 2点ほどございます。まず1点目は、過日、ポートステイブンス市派遣制度の要綱の説明がございました。その要綱の説明は、ここでいろいろ協議させていただいたと思います。その中に語学研修があるとか、事前研修があるとかありましたが、特に語学研修の時間については表記されていませんでした。ところが、申し込みをするときには、申込者のところには、語学研修の時間が表記されていたと。つまり、ここに書いてあるように、語学研修が15時30分から17時30分ということで、平日のこの時間に語学研修をすると。語学研修とか事前説明会に出席することは義務であることは明記されています。時間についても一度言いますが、語学研修の時間については、私どもへの要綱の説明のときにはありませんでした。実はこの申し込みのときに、保護者がこれを見たときに、この時間には語学研修には到底参加できないと。15時30分からの語学研修への参加は不可能だということで、申し込みができなかったというのを何件か聞きました。これは現実にあることで、もしこの時間にやって

しまうと、湯河原中学校の生徒のみしか受けられない。私立など、ちょっと遠いところに行っている子は受けられない。まして、湯河原中学校でも部活でかなり重要なポジションだとか、試合前の時期に当たりますから、こういうものにぶつかってしまうと、団体競技の場合には特に受けられないということが、普通に考えてもある。このような時間を設定するということは、何らかの意図があるか、あるいは考えていないのかということになってしまうので、これは早急に、もう今年の場合は決定してしまったことですが、来年度は改善しなければいけないというふうに思います。2点目ですが、湯河原とポースティーブンス市との連絡は、湯河原の場合には地域政策課と国際交流と、そして教育委員会が主体的にやっただいて、相手側がポースティーブンス市の姉妹都市委員会なんですけども、これは姉妹都市委員会と、受け入れを実際に行うセントフィリップスクリスチャンカレッジの方にも、直接窓口として、情報を与えるべきだろうと思うんです。それというのが、向こうのホームステイのホスト探しは学校側がやっているの、実はつい一昨日のメールだと、姉妹都市委員会の方に情報が行ったんだけど、学校との打ち合わせが1週間後になるということで、学校側からは、できるだけ早く子どものプロフィールを欲しいという依頼が来ていて、それは教育委員会にも私にも渡しましたけども、もし、姉妹都市委員会とだけの情報交換だとしたら、そこで遅くなってしまうので、確認をした中で、セントフィリップスの方にも直接、2つの窓口と同じものを送るということを考えられないかということなんです。

大滝課長 まず1点目の語学研修の時間でございますが、今回、早藤委員からそういうご指摘を受けまして、次回以降、幅広く受けられるような状況ということで、時間の方はもう少し繰り下げた形での対応を検討いたします。それから、2点目の行くメンバーの情報については、確かに姉妹都市委員会の方とは連絡をしております。学校側には、姉妹都市委員会から行くというメールが来ておりますが、早急にとということであれば、そういう手立ても考えなければいけませんので、同じ情報を同時に発信するというような対応は考えていきたいと思っております。

柏木部長 研修時間はレノア先生の？

大滝課長 そうです。講師である先生の時間によって、今までは決めておりました。今回、町外の学校の方もいらっしゃるということで、どうしても移動に時間がかかるということで、時間をずらしました。それと、その他のときは、湯河原中学校も平塚の中学校も、面談の期間に当たって、早く帰ることができるということでしたので、第

2回目と第3回目は、そのままの時間といたしました。先ほど申し上げましたが、来年度以降は、多くの方が申し込みができるように、時間はもう少し繰り下げて、もう少し遅い時間で検討させていただきます。

高橋教育長 よろしいでしょうか。みなさん、他にはございますでしょうか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 先ほど常任委員会の方で、委員の方から、ずっと6人でやっておりますが、それを増員したらどうかというご意見がありました。ただ、随行者はお一人の先生が行きますので、その辺のこともあったり、当然予算の問題もあるということですね。何人がいいのかというのもありますし、その辺も、今後、予算の算定の中で必要になってくると思いますので、ご意見をいただければと思います。

⑩ 平成27年度湯河原町民レクリエーションの集い（案）について

高橋教育長 では、続きまして⑩平成27年度湯河原町民レクリエーションの集い（案）について、説明を求めます。

大滝課長 資料8をお願いいたします。

（資料に基づき、平成27年度湯河原町民レクリエーションの集い（案）について説明）

・日時、会場、主催、後援、運営主管 等

高橋教育長 説明が終わりました。委員の皆さん、ご意見、ご質問等がございますでしょうか。

委員 質問、意見等なし

⑪ 「ゆがわらハロウィン2015」実施に伴う施設使用について

高橋教育長 続きまして⑪「ゆがわらハロウィン2015」実施に伴う施設使用について、説明を求めます。

中村係長 資料9に基づきまして説明いたします。

（資料に基づき、「ゆがわらハロウィン2015」実施に伴う施設使用について説明）

・実施概要、配置図（案） 等

柏木部長 このハロウィンのイベントにつきましては、国の地方創生の補助金を受けまして、観光課から補助という形で商工会にお出しして、実施するという内容になっております。先ほどの説明で、駐車場使用料は目的外使用料金というお話がありましたが、体育館を含めまして、今回このハロウィンのイベントにつきましては、町の後援承認

が付いておりますので、半額の使用料を考えております。

高橋教育長 説明が終わりました。委員の皆さん、何かご質問、ご意見等はございますでしょうか。

石井委員 資料の3枚目の部分が教育委員会の所管ですよ。実際の企画・運営も、後援も当然町が付くのは当たり前なんですけど、このこと自体は教育委員会は何でもないわけですね。貸すということだけですね。

高橋教育長 迷惑がかからないようにという条件を付けて、使用許可をする。有料になります。

小松委員 このイベントは、営利目的なんですか。

高橋教育長 これは観光課の関係なんですけども、営利ではないと思います。当然、町が経費を助成している事業です。

小松委員 お祭りみたいなものと考えていいんですか。

石井委員 国際交流は関わっていないんですか。

早藤委員 これは関わっていないです。これは商工会青年部がやっています。体育館条例をいろいろやりくりして、これが実施できる形というか、実施母体が希望する形に作っていくというのは、非常によくわかるんです。ただ、これを本当に国の地方創生の費用でやっていく、あるいは町が主催者でやっているからということで、今まで体育館として色々と制限してきたものを、特例をつくってここで認めていくということが、果たしていいものなのかなと思うんです。特に、飲食のスペースということで、体育館内で飲食をさせる形にした。これはやはり納得できません。というのは、駐車スペースの中に、キッチンカーの間に、椅子、テーブル、テントを作っておきながら、体育館内でも飲食、今の説明ですと、体育館の入口側半分位をも飲食スペースにできるという図案のようです。ここには書いてありませんが、今の説明ではそのように聞こえましたが、あえてそこまでする必要があるのか、あくまでも外でも、このスペースの中でできるようなテントづくりをすれば、体育館内に飲食することを持ち込まないという基本姿勢は貫けると思うんです。つまり、色々なコンテストなどをやる、コスチュームですから、靴を履いて入らなければいけないから、下のシートを敷く、これも非常にわかります。過去に、消防出初式などでそういうものを使っていますから、それもわかるんですけども、飲食はさせないというのが、ずっと一貫してきたもの。しかも、ある会がその中で飲食をしたために、その会の使用を、今後、禁ずるというような措置までとっていながら、これをブルーシートを敷いたから、町が後援だけ

らというふうにして、あえて曲げてしまうのはいけなくて、逆に外で飲食ができるような方法をとりなさいと言うべきじゃないでしょうか。

大滝課長 委員のお話にありました、勝手に飲食をしてその後の使用ができなくなったという団体のお話がありましたけれども、あれは全く申請の段階で、飲食をするという話がなかったので、なおかつ注意をした中で繰り返したということがあったので、そのような形をとらせていただいたという経緯があります。

高橋教育長 飲食と飲酒があったんですね。飲酒は認めてないですから。

大滝課長 それから、通常の業務の中での飲食ですけれども、体育、スポーツをやっている中での水分補給というものは、体育館の真ん中ではなく、端の方ですということは、今までも認めてまいりました。また、食事等は場所を指定して、2階とかキヤットワーク、そちらで敷物を敷いて、そこに限っての食事の仕方は許可をしてきたところですよ。

中村係長 先ほどの早藤委員のお話の中で、駐車場スペース内のみでという考え方でございますが、ハロウィン実行委員会との打ち合わせの中で、冒頭のところから、駐車場と体育館を一体として使いたいというものがあまして、体育館の中でも、ステージで各種コンテスト等をやりますので、外で飲食物を売っている中で、入口で係の者が、そこで買ったものを、食べ物を持ち込まないでくださいということで、食べ物を終わらないと入れませんよというような形で、全てを制するのは難しいのかなというご相談がありました。また、それがもとで、せっかくイベントを楽しみに来られた方と、トラブルになったりということも懸念されるということで、実行委員さんの中から、何とかこの部分をできませんかというご相談を受けまして、今回の事業の趣旨も考えまして、実行委員さんのおっしゃる内容も検討した中で、どのような形がいいのかという中で、このような形で、一部ですけれども、飲食を条件付きで許可するということになりました。

早藤委員 かなりそれは、実行委員会側からの要望をそのまま受け入れる形をどうしたらいいかという形になっています。つまり、いろいろなイベント会場、例えば幕張だとか、色々なコンテストなどの会場では、基本的に飲食禁止です。そして、飲食をやっているところは外であって、会場入り口で全部アウトしているはずですよ。つまり、こういうコスチュームのコンテストなどを見る人たちは、それのみでOKだから入るのであって、それに飲食を付けなければ入らないというのは、これは主催者の勝手な言い分であって、ましてこの体育館を使うということだったら、逆に入口でそれは十分

にできる、買ったあとにできるのに、それをできないという方がおかしい。むしろ、それをはっきりさせるべきで、他のイベント会場から考えたら、それは飲食しながらイベント会場に行ってもいいです、つまりコスチュームにアイスクャンディーが付いちちゃってもいいですよというようなもので、そのときのトラブルの解消から何から考えているからこそ、普通はイベント会場で飲食をさせないというのが基本です。それを何で湯河原のこれだけがOKになるのかという方がおかしいです。

高橋教育長 この第14条第6号の解釈というのは、いかがでしょうか。そうなってくると、この規則を変えないといけないでしょうか。

石井委員 規則を変えるとかの話ではなくて、体育館は体育館なんだから。飲食する場所ではないから。

高橋教育長 そうなんですけど、やはり。

石井委員 こんなものを変えちゃったら、どうしようもなくなってしまいます。体育館は、飲食する場所ではない。

高橋教育長 ですから、まるっきり飲食できないようにしないと。これでは、飲食できるように読めてしまいます。

早藤委員 指定の場所じゃないですか。指定してないもの。

高橋教育長 指定すればいいっていうことで疑義を生じます。

早藤委員 つまり、体育館の目的は何か。飲食する場所ではないです。だからこそ指定というのは、先ほどの課長の話のように、体育館の邪魔にならないところ、要するに休憩のために使うような部分のみであって、本来、体育館の使用する目的のところに、そこを飲食の場所として指定しますと言う方がおかしいです。

高橋教育長 それなら、そういう形で規則改正をした方がいいと思います。

早藤委員 それはあとの話です。今、この段階でできることで、別に指定してないんですから。

高橋教育長 そういうふうに今後はしていかないと、事務局もやりにくいですよ。この件に関しては、いかがでしょうか。飲食は認めないという方法でよろしいでしょうか。

青木課長 私、昨年やっていた中で、いろいろイベント等でお受けする機会がございます。私立中学校を受けたときも、300人レベルで使いたいと。当然、飲食については、駐車場やグラウンドを使っただけで使いたいという話をしている中で、雨が降ってしまった場合には、どうしても中で飲食をしたいという要望がありました。そういった時には、ビニールシートを貸与して、その上でこぼさないように飲食してくださいとい

うことを認めた経過もありますので、飲食という言葉をとられてしまいますと、実務上厳しいのかなというのが、現場サイドの声だと思っております。

高橋教育長 それは今後の問題ですが、これに対する解釈をちゃんとやっていくべきだと思います。

青木課長 基本的には、繰り返しになりますが、場所を私どもの方でお示しさせていただいて、なるべく中の方は使ってほしくないというのがありますので、ブルーシートをできるだけ入口側、トイレに近い側でシートを敷いていただいて、昼食を食べていただいたという経過がありますので、その辺り、きちんと汚さないということを前提に、使用が引き続きできればなと考えております。

高橋教育長 それは今後の話ですが、ここでの話はこのイベントについての話なので、早藤委員からのご意見については、皆さんのご意見をお伺いして、対応するしかないでしょう。皆さん、いかがでしょうか。

貴田委員 今後の話を含めての意見になってしまうんですが、町民体育館はあくまでも運動するところではあると思うんですけれども、近年の使われ方は、ああいう大きい屋内施設がないので、体育行事以外の研修会であったりとか、例えば今回は宿泊研修の宿泊場所にも使わせていただいたりしてございまして、なかなか使い方が多岐にわたるのではないかと考えております。それは湯河原にああいった大きい施設がないからだと思います。そういったことを考えたときに、飲食を禁止しますと、本来飲食をするところではないと決め付けてしまうと、いろいろ不都合が生じるのかなというのが私の意見です。ですから、今回に限っては、教育委員会の担当の方が判断していただいて、いいと認めた場所で飲食される分にはいいんじゃないのかなというのが私の意見です。

高橋教育長 確かに、いまは多目的に使われていますよね。福祉の大会とか老人に関することとか。今後は、そういう方向に行くのかなということですよ。ただ、現状では、町民体育館の位置付けになっておりますから。

早藤委員 今、貴田委員のご意見がありましたけれども、確か、来年の成人式の会場の回答の中で、町民体育館を使用することは、会場が、その後、二次会というか懇親会をやるところとして適さないと、つまり、そこで飲食はできないので観光会館にするというお話がありました。つまり、町民のためにイベントをする、多目的な中の特に式典をする、非常に交通の便もいいし、保護者なども来やすい。そういうことをする中で、町民体育館の使用が成人式に向かないという理由は、飲食をその後の懇親会です

るから向かないという回答でした。その回答があつて、ここでは飲食は指定場所でOKですよというのは、全くおかしい。教育委員会が主催している中で、こっちはいいけど、こっちはだめですっていうことになってくると、おかしくなってきます。

青木課長 成人式の中では、飲食を基本的にしておりません。

早藤委員 成人式の後の懇親会です。

青木課長 懇親会でもしていないです。今はやっていないです。一切出していないです。

高橋教育長 そういった話ではないので、そのことについては後でよろしいのでしょうか。

今回、この問題について、皆様のご意見をお伺いしたいと思います。小松委員、いかがでしょうか。

小松委員 見込みの人数が200人と300人で、テーブルや椅子の準備がされていますが、これだけの大勢の人数が集まるのかというのが、初めてのイベントでまだわからないんですけども、極力外、ずるい言い方になりますが、外で対応できない方は、中でも致し方ないかなど。そして、完全にフロアーが保護されるような対策を十分にとると。

高橋教育長 大滝課長、これは現在、許可関係はどういう状況になっていますか。

大滝課長 許可関係は、3月にあった話は内容が違っていましたので。

高橋教育長 許可は出したんですか。

大滝課長 申請がございませんので、まだ出しておりません。

高橋教育長 その点は大丈夫なんですね。

中村係長 申請自体は3月に出しておりまして、当時の申請の時点で、申請内容と異なる内容がございました。さらに内容が固まったこともございますので、申請の許可は出ておりますが、委員会ではそれを取り消しいたしまして、再度申請していただくということになっております。

高橋教育長 では、今後、こういった条件を付けることも可能だということですね。

中村係長 はい、その話もさせていただきます。

高橋教育長 石井委員はいかがでしょう。

石井委員 町民体育館ですから、先ほど青木課長が言った話は、緊急避難だからやむを得ないだろうと思いますが、これは初めから飲食ありきですから。ここに駐車スペースがありますから、駐車スペースで食べさせればいいじゃないですか。ここではあくまでも大仮装コンテストとかをやる。もともと飲食ありきなんですよ、キッチンカーが来るんだから。こんなものを体育館でやっていいのかという話です。

高橋教育長 それでは、これは最終的な判断をしなきゃならないものですから、採決してよろしいでしょうか。報告で申し訳ないんですけども、急遽ということをお願いいたします。それで事務局も対応するということがでいかがでございましょうか。

石井委員 採決は構いませんけど、体育館じゃなくて、多目的ホールとかにしたらどうですか。

高橋教育長 将来的な話ですね。

石井委員 こんなことをやったら、毎回こんなことばかりです。例外じゃないです。

高橋教育長 町長の所信にも出ておりますように、公共施設の総合管理計画というものを、今後、作っていくようになると思うんですね。その中で、やはり統廃合だとか、もう少し考えていかなければいけない部分があると思います。そういったところで、今後は検討されるのかなと思っております。ただ、現状は、今言われましたように、スポーツ施設でございます。

石井委員 この間の総合教育会議でも、町長が言われてましたよね。それはわかるけども、このままでは、体育館は何でもいいんじゃないかという話になってしまいます。変えていかないとだめです。

高橋教育長 そういう方向には行っていると思います。今からでも許可については大丈夫ですよ。許可はしていないんですよ。

中村係長 まだです。

高橋教育長 その中に条件を付けることは可能ですね。

中村係長 可能です。

高橋教育長 それでは、急遽ここで協議ということで、採決を採らせていただきたいと思っております。この案件につきまして、問題となっております使用許可の中で、飲食について、体育館内での飲食はさせないということに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 各自挙手

高橋教育長 分かれてしまいましたね。

石井委員 今、言われたみたいに、方法を変えていくしかないです。はっきり言って、政策的にやっているんですから。町の補助金で全部商工会がやっているんですから。国のお金でやっている。そこを根本的に考えなきゃだめです。教育委員会だけの話じゃないです。

高橋教育長 貸すのは教育委員会となりますので。

石井委員 そこが問題なんです。体育館なんだから、そのような貸し方はよくない。そん

なのは常識です。体育館だから、食事をしても何してもいいなんて、本当はそんなのはあり得ないんです。ただ、場所がないから、中でやっているというのにはあり得るけれども、そこを考え直さなきゃだめです。このままだったら、何なのかという話になってしまう。

高橋教育長 とりあえずこの問題です。もう、これが進んでしまっていますので。確かに、この内容云々は、教育委員会のことではないですけども、その中で条件を付ける、管理者として。では、2対2ということで、私の方で最後は決定させていただきたいと思いますが、指定場所について、どこの部分に考えているんですか。要するに、縮小した形で、なるべくメインの形にならないように、許可したいと思っております。

中村係長 実行委員会の方も、こちらの体育館の利用の趣旨も十分踏まえた上で、できるだけ小さな範囲でやりたいという意向がございました。それで今回、提示いただいた内容が、このような玄関側ということでございますが、今後、もう少しスペースを駐車場側に狭められないのかとか、まだ実行委員会の中でも、正式にここと決めたわけではないそうですので、事務局といたしましても、もう少しその部分について譲歩していただけるのか、双方協議しながら、できる限り狭い範囲での許可ということでお願いしたいと考えております。

高橋教育長 そういうことでよろしいでしょうか。異論はあろうかと思いますが、委員の皆さんのご意見も分かれたということで、そういう形で教育委員会の中では、飲食について認めていないので、ここの特例事項を使ってやるので、極力その辺の趣旨を踏まえた形での指示をしてください。

中村係長 わかりました。実行委員の方々と異論のないように、しっかりと協議してまいりたいと思います。

高橋教育長 すみません、急遽そういうお話になってしまいました。以上で、報告事項は終了させていただきます。

(2) 協議事項

① 湯河原町青少年問題協議会委員の推薦について

高橋教育長 次に協議事項に移らせていただきます。①湯河原町青少年協議会委員の推薦について、協議第7号の説明を求めます。

鈴木副課長 協議第7号でございます。

(資料に基づき、湯河原町青少年問題協議会委員の推薦について説明)

- ・湯河原町青少年問題協議会条例
- ・湯河原町青少年問題協議会委員名簿 等

高橋教育長 説明が終わりました。皆さん、ご意見、ご質問等がございますでしょうか。
早藤委員 事務局案のように、教育委員会の代表としては教育長がふさわしいと思いますので、私は教育長にやっていただくのがいいと思います。

高橋教育長 皆さん、よろしいでしょうか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 それでは、私が代表して出席させていただきます。よろしくお願いします。

小松委員 一つよろしいですか。メンバーを拝見すると、全部男性のようなんですけれども。女性は必要ないのかなということなんです。

鈴木副課長 各構成団体の代表の方に推薦をいただいているところでございまして、現時点では男性になっておりますが、その点も含めて、お願いするときに考えていきたいと思えます。

石井委員 「会長及び委員19人以内」とありますが、今、14人しかいないから、増やすことは可能ですよね。

鈴木副課長 19人以内となっておりますので、可能かと思われま。

早藤委員 今までの経緯の中で、PTA連絡協議会の会長が女性だったという場合は、女性が入っているということなので、ここに所属団体として、女性が必ず代表になるような団体を入れるべきかどうかというのを、この協議会で協議していただければいいことで、果たしてそこに、女性でなければいけないような部分があるのかどうか、そこは協議会の中で審議してもらいたいと思います。

高橋教育長 いかがですか。

大滝課長 協議会に諮ってみたいと思います。

高橋教育長 まだ確定はしてないでしょう。

鈴木副課長 推薦をいただいただけです。

② 教育委員会協議会・連合会等の役員等について

- ・足柄下郡教育委員会協議会（会長）委員代表
- ・西湘地区教育委員会連合会役員（監査）委員代表
- ・神奈川県市町村教育委員会連合会（幹事）教育委員会代表

高橋教育長 続きまして協議事項の②でございます。②教育委員会協議会・連合会等の役

員等について、協議第8号の説明をお願いいたします。

青木課長 協議第8号になります。

(資料に基づき、教育委員会協議会・連合会等の役員等について説明)

- ・足柄下郡教育委員会協議会規約、委員名簿 等
- ・西湘地区教育委員会連合規約、規約の一部改正、役員名簿 等
- ・神奈川県市町村教育委員会連合会規約、役員名簿 等

高橋教育長 これは新教育長制度に基づくもので、その辺で変わりがあったものでございます。順番に、まず、足柄下郡教育委員会協議会委員の代表ということでございます。これは前回開催された協議会の中で、真鶴町・箱根町の2町から、役員については、教育委員の中から役員を選出するというようなことで決定いたしました。そういった関係で、湯河原町がこの協議会の会長職となるということでございますので、次の裏面にありますように、委員の中から互選で選出をお願いしたいということになっております。どなたか、よろしく申し上げます。

石井委員 県下で新しい教育委員会制度に切り替わったところ、あるいは西湘地区でもいいですが、変わっていますか。

高橋教育長 県下では、大磯町です。

早藤委員 あと市が2つで、全部で県下で4つだったと思います。

石井委員 下郡と西湘地区は、新しい制度に切り替わったところはないわけですね。

高橋教育長 はい。県の方は、教育委員会の代表になりますので、もし私でよろしければ、私ということになろうかと思いますが、この2つについては、委員の中からお願いしたいと思います。

石井委員 下郡は教育長でいいと思います。

高橋教育長 これについては、この前の協議会の中で、私と思っていたんですが、2町から、教育長は別に会議があって、そういうところに出る会議があるので、この協議会については、ここに書いてありますように、そういうふうに協議会で、2町の合意で決定しました。

石井委員 関係ないですよ。

高橋教育長 協議会の決定事項をここで覆すというのは、なかなか難しいと思います。

石井委員 私は、湯河原町は教育委員長は教育長と決めているから、それでいいと思います。

柏木部長 教育長は会計で入っています。

高橋教育長 そうです、会計で教育長が入っています。私もそのつもりではいたんですが、あの中で、2町の教育委員さんからそういうご発言をいただいて、その中でそういうふうになりました。

石井委員 西湘地区はいいんですか。

高橋教育長 西湘地区も同様でございます。暫定的にこれはもうすでに終わってしまいましたので、その時は、前委員長のところで暫定的にご了解いただいたんですが、まだ委員の互選が済んでおりませんので、済み次第、ご報告することになります。いかがでしょうか。

小松委員 早藤委員にお願いしたいです。

高橋教育長 早藤委員にというご意見がありますが、いかがですか。

早藤委員 これは先ほどの話ではないですが、湯河原は改革的にやっていくから、女性が行くのがいいと思います。

小松委員 そんな大役は、とてもお受けできません。

高橋教育長 先ほどの青少年問題協議会に戻しますけど、私ではなくて、女性がよかったかなと思いますけど。

早藤委員 そこはやはり、委員会の代表は教育長ですから。

高橋教育長 余計なお話をしてすみません。では、早藤委員と小松委員というご推薦がございましたが、いかがでしょうか。石井委員、いかがでしょうか。

石井委員 小松委員がよろしければ。

高橋教育長 貴田委員はいかがですか。

貴田委員 私は早藤委員がいいと思います。

高橋教育長 これは委員の互選なので、私が決めるわけにいきません。その辺、何とか決定していただきたいと思います。

小松委員 早藤委員、ぜひお願いします。

早藤委員 では、私が1つやって、もう1つを小松委員にやっていただけたらと思います。いろいろ体験した方がいいですよ。

高橋教育長 では、どちらにいたしますか。

早藤委員 西湘地区教育委員会連合会は、この地域のいろいろな意見が聞けるといいますから、ぜひお勧めします。下郡町教育委員会協議会は、私が行きましょう。

高橋教育長 では、改めて申し上げますが、足柄下郡町教育委員会協議会は早藤委員に、西湘地区教育委員会連合会の役員については、小松委員ということで、よろしくお願

いします。

小松委員 西湘地区の会合は、どのくらいあるんですか。

早藤委員 年2回ぐらいです。

高橋教育長 最後になりましたが、神奈川県市町村教育委員会連合会ですが、監事という
ことで、これにつきましては、私でよろしゅうございますか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 それでは、そのようにさせていただきます。

③ 足柄下採択地区協議会規約の一部改正について

高橋教育長 協議の事項の最後になります。③足柄下採択地区協議会規約の一部改正につ
いて、協議第9号の説明を求めます。

力石主幹 協議第9号になります。

(資料に基づき、足柄下採択地区協議会規約の一部改正について説明)

・柄下採択地区協議会規約の一部改正新旧対照条文 等

高橋教育長 説明が終わりました。委員の皆さん、ご意見、ご質問等はございますでしょ
うか。

早藤委員 この投票は、無記名投票ですか、記名投票ですか。

青木課長 先日、私が伺っている中では、記名式で投票すると伺っております。

早藤委員 これは議事録の公開のときに、そのまま数字と名前が入るといふふうに理解し
ていいんですか。

青木課長 記名いただく場合は、過半数に達しなかった場合に、上位2つの教科書を選定
するということで、じゃあなぜこの教科書がいいのかという選定理由を述べていただ
くということがありまして、記名式となっております。ですので、今、早藤委員が言
われたように、どこに投票したかというのは、記名ですので残るといふふうに考えて
おります。

高橋教育長 公開対象になりますか。

青木課長 そこまでは決まっております。

力石主幹 今までの議事録の形態からいきますと、発言された方、個別の委員名は記載せ
ず、「委員」という形で発表者は入っておりますので、個別のお名前までは、議事録
には載ってこないのではないかと推測いたします。

早藤委員 今後とも、それでいいんですか。議事録もその形で進められるんですか。それ

とも、何かあったときには、個別の名前が出るということに変更していくんですか。
高橋教育長 具体的な話は出ていないですよ。

力石主幹 具体的には、まだ事務局の方から、そういうお話はいただいておりますので、
いままでどおり、委員名は伏せた形で、議事録の方は作成させていただくようになる
かと思います。

早藤委員 教育委員会の議事録も、以前はただの「委員」だけだったのが、ここ何年かは、
ずっと委員の個人名がちゃんと出ています。なぜ、そうなったのか聞かないまま、そ
うなっています。そうすると、今はわからないということなんですが、今後なる可能
性があるというふうに理解しておいたほうがいいんですか。

高橋教育長 協議会がありますね。そこで質問、説明等はどうか。

力石主幹 7月にこの協議会が開催される予定でございますので、その中で当然、規約につ
いても紹介させていただくような形になるかと思います。その中で、ご意見等をお伺
いする場面があるかと思いますが、今後のこともございますので、その中で、協議
会規約でございますので、協議会にご出席される委員の皆さんがいらっしゃる中で、
そういったことを道筋みたいなものも含めて、ご確認いただくのがよろしいかと思わ
れます。

高橋教育長 事務局の方には、お伝えしておいてください。変更が出てくるのかどうか。

力石主幹 わかりました。

石井委員 いま早藤委員が言われたことは、非常に重要なことなんです。公開して個人名
が出ると、ものすごく危険な場合があります。それをはっきりしないで、うっかり記
名なんて、まずいことになりますよ。

高橋教育長 公開するかしないかの問題だと思うんですよ。記名はするんでしょうけども、
いま言った趣旨からは、公開しないという対象になろうかと思います。

石井委員 それはその以前に、早藤委員が言われたように、教育委員会は全部個人名がで
ている。湯河原が見てないだけという話にならないですか。だから、発言の内容をだ
んだん控えるということになってきてしまいます。だったら何のためにやっているの
かわからなくなってくる。そういう危険が非常に出てくる。特に教科書問題は、相当
シビアな問題です。

青木課長 今、石井委員がおっしゃられたように、教科書選定はすごくデリケートな部分
があると思いますので、このあたりも含めて、真鶴の事務局に事前に話をして、適切
な対応がとれるような、適切な選定ができるような体制をとりたいと思いますので、

ご協力をよろしく申し上げます。

石井委員 私が言った背景には、この間委員会で言いましたよね。「第九条」と漢数字で書いてありますけれども、今どき使っているところはありません。横書きのものです。国は漢数字を使っていますけれど。その辺が直らないと、今言った話、非常に心配な部分が出てくるんです。あえて私は言いませんでしたけれども、危なくてしょうがないと思います。

早藤委員 一点、私からも。事務局の方に言っていた中で、先ほど青木課長から、上位同点だった場合は、記名投票されているところに聞くことができるということになるのと同じことになります。要は、議事録の中の名前の指定になってくるので、やはり無記名投票でなければおかしいだろうなと思います。要するに、同点だったとしても、全体に対して聞くものであって、「あなたはこういう意見でこちらに投票しましたけど」って言ってしまったら、それはまずくなると思うんですね。だから、無記名投票であるべきだろうなと思います。

高橋教育長 それはやはり、協議会の中で決めるような形になると思いますので、要望として出してください。湯河原町の委員会として、無記名がいいということです。なかなか湯河原町だけで決められる問題ではありませんので。よろしいですか。

早藤委員 はい。

高橋教育長 他にいかがでしょうか。先ほど出た「九条」の漢数字については、真鶴はどういう見解なんですか。

力石主幹 3月の定例会の際に、その辺を確認しましたところ、真鶴の事務局の方で素案を県に見ていただいた中で、県の方が、あえて漢数字に直したということがあったと。県の方からそういった修正が入ったので、そのまま漢数字を使わせていただいたと確認しております。

高橋教育長 理由は聞きましたか。

力石主幹 理由は聞いておりません。

高橋教育長 そういう状況だそうです。

石井委員 私が知る限り、私が十数年前いた小田原市役所は、公用文例集で、横書きの場合は算用数字だと、そういう教育を受けています。

高橋教育長 それは湯河原町も同じです。縦書きは、法律などの縦書きの場合ですよ。そういう状況らしいので、県がどう考えているかわかりませんが。ただ単純に、縦書きの場合にはということですよね。それでは、この件に関しては、いかがでしょう

か。

委員 全員異議なし

高橋教育長 では、そういうことでよろしくをお願いします。

(4) その他

① 要望書について

高橋教育長 続きまして(4)その他に入らせていただきます。①要望書について、説明をお願いします。

力石主幹 要望書について説明させていただきます。

(資料に基づき、要望書について説明)

- ・近隣諸国と友好親善を育む歴史・公民教科書の採択を求める要望書(在日本大韓民国民団西湘支部)

高橋教育長 これについてはよろしいですか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 2点目の要望書の説明をお願いします。

柏木部長 湯河原小学校運動場のスロープ工事に関する陳情書をご覧ください。

(資料に基づき、湯河原小学校運動場のスロープ工事に関する陳情書について説明)

- ・湯河原小学校運動場のスロープ工事に関する陳情書(湯河原小学校PTA一同)

高橋教育長 説明が終わりました。委員の皆さん、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

委員 質問、意見等なし

② 3小学校体育館天井落下等防止対策工事について

高橋教育長 次に②3小学校体育館天井落下等防止対策工事について、説明をお願いします。

青木課長 3小学校体育館天井落下等防止対策工事についてでございます。

(口頭で、3小学校体育館天井落下等防止対策工事について説明)

- ・契約金額、施工業者、工期、工事概要 等

高橋教育長 説明が終わりました。委員の皆さん、何かご質問、ご意見等はございますでしょうか。

委員 質問、意見等なし

⑤ その他

高橋教育長 次に、⑤その他で何かございますか。

柏木部長

- ・総務文教・福祉常任委員会の案件等について
- ・教育施設のあり方等調査特別委員会の案件等について

大滝課長

- ・ツバメの観察会について
- ・学童保育におけるプールの使用について

高橋教育長 それでは、公開の部分につきましては、以上でございます。

(傍聴人 退室)

※秘密会

(1) 報告事項

⑤ 美術館資料の寄贈・寄託申し込みについて

高橋教育長 それでは、秘密会といたしまして、(1) 報告事項⑤美術館資料の寄贈・寄託申し込みについて、説明をお願いします。

柏木部長 資料3になります。

(資料に基づき、美術館資料の寄贈・寄託申し込みについて説明)

(3) 議決事項

① 平成27年度要保護・準要保護児童・生徒の認定について

高橋教育長 次に(3) 議決事項に移ります。①平成27年度要保護・準要保護児童・生徒の認定について、議案第6号の説明をお願いします。

池田主査

(資料に基づき、平成27年度要保護・準要保護児童・生徒の認定について説明)

(4) その他

③ 学校基本調査について

高橋教育長 次に(4) その他 ③学校基本調査について、説明をお願いします。

川口課付 (資料に基づき、学校基本調査について説明)

④ 児童・生徒の事故報告及び生徒指導等について

高橋教育長 次に④児童・生徒の事故報告及び生徒指導等について、説明をお願いします。

青木課長 (資料に基づき、児童・生徒の事故報告及び生徒指導等について説明)

※秘密会終了

5 次回開催日程

高橋教育長 それでは、次回開催日程等についてですが、7月定例会は7月21日(火)午後1時30分から、教育センターに於いてでございます。それから、8月定例会ですが、8月20日(木)午前9時30分からはいかがでしょうか。その日の午後、小田原の講演会を予定しておりますので、その方がスムーズかなと思っております。8月20日(木)午前9時30分でいかがでしょうか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 それでは、そのようにお願いいたします。尚、先ほどの体育館の飲食の件なんですが、皆さんのご意見が割れてしまいましたので、今後のこともあり、重要なことですので、私の方に一任いただいたので、町部局ともお話をさせていただき、また結果報告をさせていただきます。教育委員会のお考えがこういうふうになっているということをお話した上で、ご相談させていただこうと思っております。また、結果はご連絡させていただきます。それでは、長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。以上をもちまして、6月の教育委員会定例会を終了させていただきます。

終了 午後0時13分